



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） ..... 1

### 公布された条例のあらまし

#### ○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 失業者の退職手当について、原則として勤続期間が12月以上あることを受給資格要件とすることとした。（第1条及び第3条から第5条まで）
- 2 船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して、失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削ることとした。（第2条）
- 3 この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。ただし、2及び5については、日本年金機構法の施行の日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 1に伴う経過措置について定めることとした。（附則第2項）
- 5 2に伴う経過措置について定めることとした。（附則第3項）

## 条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県条例第46号

### 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律

第116号) 第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。) にあつては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)」に改める。

**第2条** 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第17項中「、船員保険法(昭和14年法律第73号)」を削る。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号) 第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命権者が定める者をいう。以下この項において同じ。) にあつては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命権者が定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改める。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号) 第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者をいう。以下この項において同じ。) にあつては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改める。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第5条** 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者をいう。以下この項において同じ。）にあっては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第3項の規定、第3条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第4項の規定、第4条の規定による改正後の沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第4項の規定並びに第5条の規定による改正後の沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円